

## 令和4年度 第3回山梨県最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

1 日 時：令和4年8月9日（火）午前9時30分～11時55分

2 場 所：山梨労働局 1階大会議室

3 出席者：公益代表 今井委員、反田委員  
労働者代表 小林委員、佐々木委員、白倉委員  
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員  
事務局 岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

### 4 議 事

- (1) 資料説明
- (2) 山梨県最低賃金改正決定審議
- (3) その他

### 5 審議会内容

(賃金室長)

お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、公益側伊藤委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、Web会議システムにより御出席をいただいている労働側小林委員を含めまして、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議ができますことを御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

#### 【 (1) 資料説明 】

(反田部会長)

皆さんおはようございます。

本日はよろしく申し上げます。

それでは、早速、審議に入りたいお思います。

議題(1)の資料説明を事務局から申し上げます。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

まず、前回の本審で提出させていただきました資料の一部に誤りがありましたことから、お詫びと差し替えのお願いについての説明をさせていただきます。

本日の資料の中に、A3版の用紙が折りたたまれている資料がございます。まず、用紙の右下に59ページのページ番号があり、広げていただくと表の一部のセルが黄色に着色されている1枚を御覧ください。

前回の本審の資料で、「令和4年最低賃金実態調査(基礎調査)」として提出させていただいた資料ですが、黄色に着色されているセルについて誤りがござ

いました。

誤りが発生した顛末としましては、調査を集計するために使用しているアクセスファイルが作成したエクセルファイルから審議会用の資料を作成する際、データのコピーと貼り付けを行ったのですが、この範囲のデータのみ貼り付け時のデータ形式の指定を誤ったことによります。

それ以外の部分のデータにつきましては、労働者数、構成比ともに誤りのないことを確認いたしました。

誤りが発生しましたことにつきまして、お詫びを申し上げます。

また、今後同様の誤りを繰り返すことがないように、資料の点検を確実に行ってまいりたいと考えております。

また、御審議にあたりましては、本日御用意させていただきました修正版の資料を御覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について説明いたします。

配付資料の表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。

資料1が「山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き」、資料2が「甲府市消費者物価指数」の資料で、いずれも、これまで何度か審議資料に含めてまいりましたものの最新版となります。

内容につきましては、後ほど御確認いただければと思います。

続いて、資料の33ページを御覧ください。

先日の第2回専門部会におきまして、甲府市の持家の帰属家賃を除く総合の前年同期比について、お話をいただきましたことから、作成した資料となります。

先日の説明におきましては、前年同期比の数字が公表されていない旨の説明をさせていただいたのですが、政府統計のポータルサイトを確認してみましたところ、冊子として印刷できる形での資料は存在していないのですが、データベースで都市名と対象月を個別に指定すれば、前年同期比の数字が得られることがわかりましたことから、そのデータをもとに作成したものです。

参考としまして、山梨近県の県庁所在地のデータをあわせて資料といたしましたので、御確認をお願いいたします。

35ページ以降は、持家の帰属家賃を除く総合について、参考としていただけそうな資料を添付したものとしますので、こちらは必要なものを参考としていただければと思います。

以上でございます。

(反田部会長)

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

## 【 (2) 山梨県最低賃金改正決定審議 】

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

続きまして、議題(2)の山梨県最低賃金改正決定審議に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして、事務局から、各側の控室につきまして、説明をお

願います。

(賃金室長)

昨年度と同様に、本年度も公益委員と各側委員との金額折衝はこの会議室で行っていただきます。

労働者側、使用者側それぞれに待機いただく控室につきましては、労働者側は「4階の相談室」、使用者側は「3階の相談室」となっております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、公益委員による各側個別の金額折衝を行っていただく際には、それぞれ待機いただいている部屋に事務局が御案内に参りますので、よろしく願います。

以上でございます。

(反田部会長)

それでは、議事(2)の山梨県最低賃金改正決定審議に入ります。

前回の専門部会におきまして、労使双方から基本的見解を主張していただきました。

特に追加変更する点はございますか。

(労働者側委員)

(特になし。)

(使用者側委員)

(特になし。)

(反田部会長)

公益委員から何かありますか。

(公益側委員)

(特になし。)

(反田部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本年度も、審議の効率化を図るという観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところです。

改めて、この場で金額を表明していただきたいと思います。

まず、労働者側から願います。

(白倉委員)

お疲れ様でございます。

労働者側の1回目の金額提示でございますが、できれば1回目で1,000円を目指したいのですが、現実的ではないということをご考慮しておりまして、昨年から4年間で1,000円台を目指すとしており、1年経っておりますので3年間で1,000円を目指すということで911円なのですが、切り上げて54円プラスの920円、目安プラス23円で1回目の提示をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(反田部会長)

では、次に使用者側、お願いします。

(一之瀬委員)

使用者側はですね、使用者側の基本的見解でも述べましたが、今の実態に合わせて最低賃金を考えていきたいと。

その中でも第4表の引き上げ状況が、中小企業の実態、賃金支払い能力も含めて、実態が表れているということで、第4表のBランクのパート、最低賃金はパートの方が適用になることが多いので、パートの上昇率を勘案して1.2%、プラス11円を1回目の提示とさせていただきます。

(反田部会長)

ただいま、労使双方から、金額を提示していただきました。

これから、従来例に従いまして、公益委員による各側との個別折衝に入りたいと思います。

まず、公益委員の打合せを行いたいと思いますので、大変恐縮ですが、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いします。

しばらく時間をいただきまして、まずは、労働者側と折衝を行います。

それでは、ここで、一旦専門部会の審議を中断いたしますので、各側の控室をお願いします。

(以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者側と折衝

(1) 労働者側の主張

当初、プラス54円を提示。

根拠は連合リビングウェイジが990円であることと3年で1000円を目指す方針から。中賃の目安は重視するが、物価は上昇しており+ にこだわりたい。

(2) 公益の見解

本年の目安は中賃での丁寧な議論から出ており公益委員としては評価できると考えていること等を説明、歩み寄りを求めた。

(3) 折衝の結果

プラス45円の提示があり、さらに、その後、歩み寄りの数字として、プラス34円が提示された。

理由としてBクラスの県の中で山梨のみが目安額では900円台とならないため、目安プラス3円としたとの説明があった。

(4) 公益の見解

更なる検討のため、持ち帰って検討してもらうこととされた。

3 使用者側との折衝

(1) 使用者側の主張

賃金を上げること自体は賛成するが、急激なペースで上げることが問題である。

中小事業者の労働分配率がほぼ限界に近いところへ企業物価の上昇が重なり、非常に厳しい実態にある。4表が支払い能力を含めた実態を表しており、1.2%が限度。目安答申でも支払い能力について一文が入ってはいるが、どのように配慮されたのかわからない。

消費者物価も上昇しているが、企業物価はさらに上昇している。

その差は企業が負担しており、最賃が30円上がることより打撃が大きい。

また、これまで物価が上がっていない中、最賃を上げてきたのは数年前から先払いしているとも言える。

以前は最賃額と企業内の賃金額との差があったが、近年の大幅な上昇が続いたことから、社員全体の賃金も上げていかないとくつつくことになり、そちらの上昇も考えると企業の負担は大きい。

引き上げ額が、3%、26円くらいであれば、折り合いがつく話ができるかもしれないが、31円だと議論にならないと思う。

目安額を下回ることを労側が考えてくれれば、歩み寄るつもりはあるが、目安未満についても検討していただきたい。

## (2) 公益の見解

本年度の中賃は丁寧に議論されており、そこから出た数字は公益としては評価でき、説得力を持っていると思っており、今年度の目安は尊重すべきものであるとも考えている。

次回専門部会までに再検討してもらうこととされた。

## (以上で金額審議終了)

### (反田部会長)

専門部会を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いしましたが、まだ労使の主張に大きな隔たりがありまして、このままですと、おそらく本日は、これ以上の進展は見込めないと思われまます。

そこで、本日はここまでとしまして、一旦審議を打ち切りたいと思います。

労使各側とも、次回が8月12日ですので、御検討をお願いします。

それでは、議事(3)のその他に入りますが何かございますか。

### (各側委員)

(特になし。)

### (反田部会長)

それでは、事務局からお願いします。

(賃金室長)

先ほど、部会長からもお話がありましたが、次回、第4回の専門部会は、8月12日金曜日午後1時30分からの開催となります。

この1階会議室にお集まりいただき、その後、それぞれの控室に移っていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

(反田部会長)

以上で、第3回目の専門部会を終了したいと思います。

本日の議事録の確認ですが、白倉委員と一之瀬委員をお願いします。

長時間お疲れさまでした。